

20/9/23 弥富市議会本会議（辞職勧告決議文部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

大原功議長 佐藤高清議員他7名より発議第7号が提出されお諮りいたします。これをただちに日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ございりせんか。ご意義無しと認め、よって、発議第7号は議題とすることに決しました。この際、

発議7号加藤明由議員に対する辞職勧告発議について議題といたします。地方自治法第117条の規定により、加藤明由議員の退場を求めます。

本案は議員提案でありますので提案理由の説明を求めます。

佐藤高清議員。

佐藤高清議員 発議第7号加藤明由議員に対する辞職勧告議員について決議案を述べさせていただきます。

加藤明由議員に対する辞職勧告決議案

令和2年7月22日、名古屋地方裁判所にて、弥富市を被告として加藤明由さん外2名が提起した損害賠償請求住民訴訟事件につき、訴えを却下する判決がなされ原告が控訴を断念し当該判決が確定しました。

弥富市は当該訴訟の提訴により、新庁舎建設工事着手が遅延し、工事費用の増加等により大幅な時間的、経済的な負担が発生をしております。もとより地方自治法に基づく監査請求、住民訴訟制度は市民が政治に関心を持ち税金の無駄遣いを監視し、もって地方自治に資する制度ですので有用に利用されるべきものであります。

ところで、加藤明由さんは「弥富市政を考える会」として活動を行っており、市民オンブズマンを目指すとして選挙広報にも記載し、本年2月の弥富市議会選挙で当選されております。

本来オンブズマンの活動は、行政の外部から行政を監視しこれを是正するものであります。地方議会は地方行政の活動は一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行なうことは本来の趣旨に合致しない要素もあり、オンブズマン活動を歪めてしまう可能性もあります。

尚、「弥富市政を考える会」は平成27年2月23日に解散をしているとの事でありませぬ。選挙広報にも疑義が生じます。

今回、加藤明さんが住民訴訟を提起されたのは平成30年のことであり一般市民としての行動ですので全く問題があるわけではありません。しかしながら、加藤明由さんが弥富市議会議員となられ以上、オンブズマン活動を行うのは如何なものかと考えます。

議員が弥富市行政の不正を糾すには議員として活動に専念すれば足りることですし、一般市民からは議員なのに弥富市に大きな負担を負わせる結果となる住民訴訟を提起したことは奇異に思われるところであります。

この際、加藤明由さんがオンブズマン活動に専念されるのであれば是非とも議員を辞職して頂きたく考えます。今回、弥富市勝訴が確定した住民訴訟を提起した加藤明由議員に対しては弥富市に多大な負担をしいる結果となった事自体の重大さを真摯に受け止めていただき、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告するものであります。以上決議する。令和2年9月23日 弥富市議会。どうぞよろしく申し上げます。

大原功議長　　これより質疑に入ります。質疑の方ございありませんか。那須議員。

那須英二議員　　提出者にこの第7発議案に関して質問させていただきます。辞職勧告決議の文の中にはオンブズマン活動ということがしきりに出てきていますが、提出者及び賛成者が考えるオンブズマン活動とは一体ここで言うとなんででしょうか。お答えください。

佐藤高清議員　　先ほど私は提案理由を述べさせていただきました。まだ那須議員に納得されていないようでありますので、再度提案理由を全部述べさせていただきます。提案理由。いいですか那須議員。

令和2年7月22日、名古屋地方裁判所にて、弥富市を被告として加藤明由さん外2名が提起した損害賠償請求住民訴訟事件につき、訴えを却下する判決がなされ原告が控訴を断念し当該判決が確定しました。

弥富市は当該訴訟の提訴により、新庁舎建設工事着手が遅延し、工事費用の増加等により大幅な時間的、経済的な負担が発生をしております。もとより地方自治法に基づく監査請求、住民訴訟制度は市民が政治に関心を持ち税金の無駄遣いを監視し、もって地方自治に資する制度ですので有用に利用されるべきものであります。

ところで、加藤明由さんは「弥富市政を考える会」として活動を行っており、市民オンブズマンを目指すとして選挙広報にも記載し、本年2月の弥富市議会選挙で当選されております。

本来オンブズマンの活動は、行政の外部から行政を監視しこれを是正するものであります。地方議会では地方行政の活動は一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行なうことは本来の趣旨に合致しない要素もあり、オンブズマン活動を歪めてしまう可能性もあります。

尚、「弥富市政を考える会」は平成27年2月23日に解散をしているとの事であり、選挙広報にも疑義が生じます。

今回、加藤明さんが住民訴訟を提起されたのは平成30年のことであり一般市民としての行動ですので全く問題があるわけではありません。しかしながら、加藤明由さんが弥富市議会議員となられ以上、オンブズマン活動を行うのは如何なものかと考えます。議員が弥富市行政の不正を糾すには議員として活動に専念すれば足りることですし、一般市民からは議員なのに弥富市に大きな負担を負わせる結果となる住民訴訟を提起したことは奇異に思われるところであります。

この際、加藤明由さんがオンブズマン活動に専念されるのであれば是非とも議員を辞職して頂きたく考えます。今回、弥富市勝訴が確定した住民訴訟を提起した加藤明由議員に対しては弥富市に多大な負担をしいる結果となった事自体の重大さを真摯に受け止めて、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告するものであります。以上決議する。令和2年9月23日 弥富市議会。以上です。

那須英二議員　私が申し上げたいのはですね、そういうところではなくてですね、この内容を咀嚼して要約すると、議員がオンブズマン活動を行うのはいかがなものかということだと思んですけども、ここに書いてあるようにですね、議員が弥富市政の不正を糾すには議員として活動に専念すれば足りるということでもあります。要は加藤議員がオンブズマン活動を現在行っているのかどうかそういうことではなくて、私は議員として内部から疑義を糾してるんじゃないかと思うんですけど、現在オンブズマン活動を行っている根拠というか具体的な事例等をあげてあげていただければと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤高清議員　那須議員ただいま2回提案理由を述べさせていただきました。あなたの考えと提案した私の考えは大きく差があるわけでありまして、あなたの質問に答える必要はありません。私の提案した理由に賛同していただければ賛成をしていただきたい、以上です。

那須英二議員　ちょっと考えが違くと幾ら言われてましても私の考えというよりも質問させていただいた訳でして、その内容がどういう活動を指しているのか捉えられないわけですから質問させていただいたわけですが、考えが乖離しているということではなかったですか、提案者の方。そのように私としては処理させて頂いて今後の採決等に加わりたいと思いますけど。

佐藤高清議員　もう一回読み上げてもよろしいいですよ。那須議員が理解できなかったなら、もう一回行きますか。あなたと提案した私とはだいぶ考えが違います。これだけの文字にして提案した以上これで了解していただきたい。

那須英二議員 そのような対応でありますので、質疑の方は終わらせていただきます。

大原功議長 他に質疑の方はございませんか。質疑なしと認めます。ただいま議題となっております発議第7号は会議規則37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。よって本案は委員会への付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論の方ございませんか。

那須英二議員 先に討論させて戴きます。この発議第7号に関して日本共産党弥富市議会を代表して討論させていただきます。まずこの辞職勧告決議の文面に関して言えばですね、住民訴訟の件が多く含まれております。これは単に加藤明由議員の責任云々よりもですね、市民の権利を牽制して圧力をかけることになるかどうかの問題に発展しかねないと思います。わざわざこうした住民訴訟の件を持ち出すという事はやはりその危惧が拭えないものになります。

またですね、先日の全員協議会においても現議員が住民訴訟は地方自治法242条に書かれている権利であり、それ以上追求しないとしていたものをぶり返してですね、議会が決議する事ではないと私は考えます。その事を皆さんに是非ご了承頂きまして、そのことを念頭において採決に加わって頂ければと思います。以上です。

大原功議長 堀岡敏喜議員

堀岡敏喜議員 4番の堀岡でございます。反対の立場で討論をさせていただきます。そもそも議会の自浄能力として決議をしますのは不信があれば不信任決議、辞職勧告決議、問責決議でございますが、これを決議する場合といたしますのは、現職に於いて議員として規則又は条例または議会倫理に明らかに反しているとそれを議会の中で明らかな事実としてある場合のみだと思っております。今回当該議員さんのあくまで議員になる前の案件でありまして、この件に関してどういうその議員としての辞職を求めるのか、問責を求めるのか、不信任を求めるのかその辺が明らかになっていない。私としては不信任の辞職勧告に当たらないと判断いたしますので反対討論とさせていただきます。あくまでも議会の自浄能力として行うのが今回の決議だということであれば理由としては不十分だと思っております。

大原功議長 他に討論の方はございませんか。討論がないことを確認いたしましたのでこれよりで討論を終結いたします。これより採決に入ります。

発議第7号は原案通り決する事に賛成の諸君の起立を求めます。賛成の起立7人でありますので、ただいま報告致しました発議同数でありますので、地方自治法116条第1項の規定により議長において本案に対する可否の採決をいたします。本案について議長は賛成いたしますので可決いたしました。

加藤明由議員の入場を求めます。

日程第21 閉会中の継続審査等の議題といたします。議会運営委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。議会運営委員長の申し出通り決することにご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。議会運営委員との申し出通り決しました。もちまして本日の議事日程は終了いたしましたのでこれをもって令和2年第3回弥富市市議会定例会を閉会いたします。